

第24期宝塚市農業委員会

令和4年第7回議事録

(2022年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和4年7月19日

(2022年)

宝塚市農業委員会

第24期 宝塚市農業委員会 令和4年第7回議事録

1. 日 時 令和4年(2022年)7月19日(火)14時00分～15時30分

2. 場 所 宝塚市役所 2-4, 2-5 会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

| | | | | | |
|----|----|----|-----|----|----|
| 1番 | 平塚 | 三郎 | 8番 | 中西 | 恵子 |
| 2番 | 今里 | 浅一 | 9番 | 平井 | 公雄 |
| 3番 | 阪上 | 勝弥 | 10番 | 林 | 五郎 |
| 5番 | 中西 | 瞳 | 11番 | 上田 | 健 |
| 6番 | 阪上 | 秀一 | 12番 | 嶽 | 広行 |
| | | | 13番 | 篠木 | 秀夫 |

5. 欠席委員

4番 山添 令子 7番 塚本 俊昭

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

1番 阪上委員、2番 辻井委員、3番 東委員、4番 福井委員、5番 和田委員

8. 欠席農地利用最適化推進委員

なし

9. 事務局

事務局長 溝渕良樹、係長 木元富夫 事務職員 鈴木恒、岡田優花里

10. 議 題

- 1 議案第64号 非農地証明願の件
- 2 議案第65号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件
- 3 議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
- 4 議案第67号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件
- 5 議案第68号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件
- 6 報告第85号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件

令和4年 第7回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和4年7月19日

開会 午後2時00分

○林会長 第24期宝塚市農業委員会令和4年第7回の総会を開催します。本日は、4番山添委員と7番塚本委員が欠席ですが、第7回総会は成立しています。

本日の議事録署名委員は、1番平塚委員と2番今里委員にお願いします。事務局長から諸般の御報告をお願いします。

○事務局長 (諸般の報告)

○林会長 何か御意見、質問等ありますか。無いようなので、議案審議に移ります。議案第64号 非農地証明願の件を議題とします。事務局から御説明願います。

○事務局 議案第64号 非農地証明願の件。別紙のとおり、非農地証明願がありましたので、御審議願います

願出人、(住所)、(氏名)さん。土地の表示、逆瀬川(地番)、畑、178㎡。所有者は(氏名)さん。農地でなくなった時期は、昭和42年10月30日。証明を必要とする理由、地目変更登記のため。そのほかと添付書類は、家屋の全部事項証明書。昭和42年10月30日、新築、木造瓦葺二階建て延べ床92.48㎡。

○林会長 確認委員の御意見を伺います。平塚委員。

○平塚委員 問題ありませんでした。

○林会長 何か御質問等がございますか。特にないようですので、採決いたします。非農地証明願の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手を願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、証明することといたします。

次に、議案第65号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局から御説明願います。

○事務局 議案第65号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、御審議願います。今回、4件ございます。

1件目、申請人、譲受人、(住所)、(氏名)さん。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。申請地、(地番)、外2筆。全て田で、合計4,339㎡。譲受人の耕作面積につきましては、10,272㎡。家族人数は3名。調査書は後で御説明します。権利の種類は所有権。その他としまして、申請地につきましては3筆ありまして長谷字、(地番)、田、535㎡。長谷字(地番)、田、2,896㎡。長谷字(地番)、田、908㎡。

調査書につきまして、御説明させていただきます。

譲受人、(氏名)さん。譲渡人、(氏名)さん。

全部効率利用につきましては、譲受人の耕作農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族等の状況から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号、信託、2項3号は、該当しませんので、割愛します。

第2項第4号、農作業従事につきましては、譲受人は農作業を行う必要な日数について、農作業に従事すると見込まれます。農業従事者3名で、それぞれ30日、300日、300日ということになっております。

2項5号の下限面積につきましては、譲受人の耕作に供すべき対象農地は当該地区

の下限面積30aを超えておりますので、問題ありません。

転貸しについては当たらないので、該当しません。

地域の調和につきましては、申請地は、水稻、野菜の栽培として利用する予定であります。譲受人は、本件の権利の取得により周辺の農地の農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。なお、7月7日、事務局2名、農業委員会会長代理、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名が譲受人の立会いのもと、申請地及びその周辺農地の利用状況等を確認しました。

2件目から4件目までについて、御説明させていただきます。

それぞれ、2件から4件目につきましては、譲受人につきましては同一人物で、譲渡人につきましては違う人物になります。

2番、申請人、(住所)、(氏名)さん。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。申請地、長谷字(地番)、外9筆。田と畑がありまして、合計10筆、3,530.91㎡。譲受人の耕作面積は、ただいま0㎡です。家族人数は3名。調査書は後ほど御説明させていただきます。権利の種類は所有権。申請地は、長谷字(地番)、田、846㎡。長谷字(地番)、田、515㎡。(地番)、田、688㎡。(地番)、田、290㎡。(地番)、田、395㎡。長谷字(地番)、田、207㎡。長谷字(地番)、畑、29㎡。(地番)、畑、9.91㎡。(地番)、田、297㎡。(地番)、田、254㎡。新規就農者になることについての地区の農会長の同意書が添付されております。地区の決まり事を守り、すぐに農業を辞めない旨の念書が添付されておりました。

3番、譲受人は同一人物で、譲渡人、(住所)、(氏名)さん。申請地につきましては、長谷字(地番)、畑、138㎡。(地番)、畑、185㎡。(地番)、田、29㎡。(地番)、田、238㎡です。

4番、譲渡人につきましては、(住所)、(氏名)さん。申請地につきましては、長谷字(地番)、田、268㎡。(地番)、田、41㎡。(地番)、田、412㎡。(地番)、田、43㎡。(地番)、田、473㎡。(地番)、田、884㎡。(地番)、田、142㎡。(地番)、田、1,031㎡。(地番)、田、15㎡です。

調査書について、説明させていただきます。

譲受人につきましては、(氏名)さん。譲渡人、(氏名)さん、(氏名)さん、(氏名)さん。

全部効率利用につきましては、譲受人は新規就農者であり、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族等の状況から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。耕運機1台、草刈り機1台を保有。軽トラック、農作業機械購入を予定されてます。農地適格法人、信託は、該当ございません。

農作業常時従事につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事するものと見込まれます。作業従事者3名、それぞれ270日、90日、48日。下限面積は、地域の面積30aを超えます。転貸については、該当しません。

地域調和につきましては、申請地は、イチジク、ブドウ、無農薬野菜の栽培として利用する予定。譲受人は、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、7月7日、事務局2名、農業委員会会長代理、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名が譲受人の立会いのもと、申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認しました。

○林会長 確認委員の御意見を伺います。1から4の関係、嶽委員。

○嶽委員 まず、1は、特に何の問題もございません。

そして、2から4は、(個人情報)、隣接農地もあり、水利利権の話もあるという

ことで、地元の・井推進委員の立会いのもと、集会を長谷地区で持っていただいて、お互いに得心のいく話をしてくださいと申し上げたら、分かりましたということで会合を持っていただけました。そして、・井委員から問題ありませんということでしたので、問題ないと思います。

○林会長 辻井推進委員、それに関係して、補足的に何かありますか。

○・井推進委員 一応、不動産屋立会いのもとで話しさせてもらって、大体こちらの意向を伝えてますので、問題ないと思います。

それでは、ほかに何か御意見ございますか。

ないようですので、採決したいと思います。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について、許可することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、許可することといたします。

次に、議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局から御説明願います。

○事務局 議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、県への進達に伴う意見書提出につき、御審議願います。

申請人、譲受人は、(氏名)さんです。(氏名)。譲渡人、(氏名)さん、(住所)。申請地、2筆ございまして、長谷字(地番)、(地番)。地目は田になります。地積はそれぞれ187㎡と259㎡。耕作者は(氏名)さん。今回の転用目的は、種芝・種しろクローバーによる西洋ガーデンの作成のため。造成期間は許可後20日間で、工事としては2か月を予定しております。権利の種類は所有権で、当該農地が、農振農用地外の農地となっております。全部事項証明書、自治会長、農会長、水利組合の同意書、隣地農地同意書、土地選定理由が添付されております。

○林会長 確認委員の御意見を伺います。嶽委員。

○嶽委員 先ほどの(氏名)さんの件と一緒に並行で、村にお集りいただいたついでに、この話もさせていただきまして、・井推進委員さんのほうにも立ち会ってもらいまして、(氏名)さんという方が中に入って話ししていただいて、村のほうからは何の問題もないということをお願いしておりますので、問題ないと思います。

○林会長 ほかに、何か御意見、御質問等はございますか。

特にないようですので、採決したいと思います。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について、許可することに賛成の農業委員は挙手を願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、許可することといたします。

次に、議案第67号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第67号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件。宝塚市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画について意見を求められましたので、御審議願います。

今回は1件ございまして、場所が長谷の(地番)となっております。地目は田。地積は237㎡で、貸主さんが(氏名)さん。借主さんが(氏名)さんです。公告の日から令和14年の3月31日の10年間予定しております。金額は書いているとお

りです。

○林会長 確認委員の御意見を伺います。嶽委員。

○嶽委員 何の問題もございません。

○林会長 ほかに何か御意見、御質問等がございますか。特にないようですので、採決いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件について、決定することに賛成の農業委員は挙手を願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、決定することといたします。

次に、議案第68号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第68号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件。別紙のとおり、生産緑地法第10条の規定による「農業の主たる従事者」の証明願がありましたので、御審議願います。

申請者、(住所)、(氏名)さん。申請地、安倉北(地番)。地目、田。地積は495㎡。耕作者、(氏名)さん。証明する従事者、(氏名)さん。申請理由、(個人情報)。申請地は、安倉北(地番)、田、495㎡。それと、仮換地通知ということで、その写しをいただいております。宝塚市安倉上池地区土地区画整理事業、仮換地、(仮換地番号)。地積は、約204㎡ということで、現況の農地につきましては、23ページの構図になりますが、仮換地通知書によって、26ページの(地番)、ここと書いているところに換地されると聞いております。今後、農地転用につきましても、仮換地通知、仮換地証明等で農地法は受けられるということですので、今後出てくるかと思えます。

○林会長 確認委員の御意見を伺います。塚本委員。

○事務局 今日はお休みで、特に問題ないと聞いております。

○林会長 事務局から、塚本委員さんの御意見を賜っております。特にないということですが、本件に対しまして、何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、採決いたします。

生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手を願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、証明することといたします。

最後に、報告第85号について、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第85号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。

今回は、8件ございます。

1件目、(氏名)さん。(住所)。令和1年6月22日から令和4年6月13日までが農業経営期間となっております。全部で5筆になります。4,691㎡です。証明年月日は、令和4年の6月13日。5筆は水稲、畑という形で利用されています。

2件目。(氏名)さん。(住所)。令和1年6月14日から令和4年6月3日。全部で2筆ございまして、1,025㎡になります。令和4年6月3日に証明書発行しております。2筆は水稲として利用されています。

3件目。(氏名)さん。(住所)。令和1年6月26日から令和4年6月13日。耕作面積は、1筆で1,272㎡です。令和4年6月13日に証明しております。

現在、ここの農地は区画整理中となっております。

4件目。(氏名)さん。(住所)。令和1年6月25日から令和4年6月20日。耕作面積は、1筆で69㎡となっております。令和4年6月20日に証明済みです。持分3分の1ということで、畑として利用されておられます。

5件目。(氏名)さん。(住所)。令和1年6月27日から令和4年6月17日。全部で2筆ございまして、841.71㎡となっております。令和4年6月17日に証明しております。2筆は果樹、植木として利用されています。

6件目。(氏名)さん。(住所)。令和1年7月5日から令和4年6月27日で、全部で5筆ございまして、3,082㎡。令和4年6月27日に証明しております。5筆は、畑、水稲、植木と、それぞれ利用されています。

7件目。(氏名)さん。(住所)。令和1年7月17日から令和4年6月27日。耕作面積は、1筆で679㎡。証明年月日は、令和4年6月27日で、畑として利用されています。

8件目。(氏名)さん。(住所)。令和1年7月27日から令和4年6月24日。全部で6筆ありまして、1,581㎡。令和4年6月24日に証明済みです。利用としては、苗木と植木で使っておられました。

○林会長 何か御質問等ありますか。特にないようでしたら、本日の議案5件、報告1件について、審議等は終了させていただきます。

これもちまして、令和4年第7回総会を閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

10番(会長) 林 五 郎

1番 平 塚 三 郎

2番 今 里 浅 一